



障がい者 関連情報

令和7・8年度多摩市障がい者 福祉農園の利用団体募集説明会

市内に活動の拠点を置く障がい者の福祉および生活支援のための団体に、福祉農園の貸出事業を行っています。希望する福祉団体は、説明会にご参加ください。

市内の障がい者団体で、説明会と多摩市障がい者福祉農園運営協議会に参加できる団体利用期間令和7年4月1日～令和9年3月15日場所和田436-3備考説明会は10月下旬～11月上旬に開催予定(詳細は、申込団体に別途通知)。説明会終了後、多摩市障がい者福祉農園運営協議会で使用区画などについて協議申間9月30日(月)までに、直接持参で、障害福祉課で配布する所定の参加申込書を、市役所1階障害福祉課(338)6903・FAX(371)1200へ



コミュニティ センターから

申間は各館へ。申し込みの記載がないものは当日直接会場へ

貝取こぶし館(1003172)(389)4196

●福祉なんでも相談

日10月7日(月)午後1時30分～3時場調理室内福祉に関する総合相談

●元気チェック

日10月10日(木)午後1時30分～2時30分場所内介護予防の軽体操共催多摩市社会福祉協議会

●「こぶし館まつり2024」ボランティアとバザー用品募集

開催日11月17日(日)募集期間ボランティア=11月15日(金)まで、バザー用品=11月13日(水)まで備考バザー用品は未使用品・未開封品・保存食品のみ

●新春コンサート出演団体募集

開催日令和7年1月19日(日)募集期間10月10日(木)～31日(木)定6団体(応募者多数の場合は選考)備考詳細は、貝取こぶし館で配布の募集要項参照

求人・募集

赤い羽根共同募金地域配分(B 配分)申請団体

市内の福祉施設や福祉団体を対象に助成します。

備考詳細は、多摩市社会福祉協議会(https://tama-shakyo.jp/ 参照)多摩市社会福祉協議会法人管理課(東京都共同募金会多摩地区協力会) (373)5611・FAX(373)5612

ハロウィンin多摩センター2024 フリーマーケット出店者

日10月26日(土)・27日(日)午前10時～午後5時場多摩センターレンガ坂定100組(応募者多数の場合は抽選)内フリ

一マーケット出店備考天候などにより変更または中止となる場合あり
申10月15日(火)まで、インターネット手続きで、タイムマシーンカンパニー専用サイト(https://tama.lov

e)へ問い合わせ多摩タイムマシーンカンパニー 090(4000)3300、ハロウィンin多摩センター実行委員会事務局 090(8636)4886(平日午前10時～午後5時)

市内飲食店の皆さんへ 食品ロス削減にご協力ください!



▲mottECO ロゴ

mottECO!知っテコ!使っテコ!

食品ロス削減への取り組みの一環として、mottECOに参加しませんか? 協力していただける飲食店には、食べ残しの持ち帰り用mottECO容器と普及啓発物(ポスター・ステッカー)を無償でお渡しします。

mottECOとは、環境省が提唱する、飲食店で食べきれなかった料理を利用者の自己責任で持ち帰る行為の愛称です。市は、飲食店での食べ残しによる食品ロスを削減するため、食べ残しの持ち帰りの普及・定着を図る「mottECO普及推進モデル事業」を実施します。



日10月1日～令和7年1月31日内

①普及啓発物をお店の中に掲示してください(お客様に対する声掛けなど、積極的な働きかけを求めるものではありません)②食べ残しの持ち帰りを希望する方に、mottECO容器と注意事項の書かれたチラシをお渡しし、ご説明ください(容器への詰め込みは、利用者ご自身に行ってください)③取り組み期間終了後、取り組み内容について簡単なアンケートにご協力ください参加費用無料(1015134)申間公式ホームページのインターネット手続きまたはファクシミリで、申込書を、資源循環推進課(338)6836・FAX(356)3919へ(申込書は公式ホームページからダウンロード可)



認知症や障がいなどで、お金の管理や契約手続きなどに不安がある…

成年後見制度をご存じですか?

成年後見制度とは…?

成年後見制度は、認知症や障がいなどで判断能力が不十分な方の財産管理や契約などを、本人の代わりに家庭裁判所が選任した後見人などが行う制度です。判断能力が回復しない限り、亡くなるまで続きます。

制度の種類

法定後見

判断能力がすでに不十分な方に対し、親族などの申立に基づき、家庭裁判所が後見人などを選任します。判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」と類型が分かれ、後見人などの権限範囲が異なります。

任意後見

判断能力が十分な間に自分で任意後見人を選び、将来してもらいたいことを契約で決めておく制度です。判断能力が低下した後に親族などが申立を行い、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されてから効力が生じます。

後見人などができること

○できること

預貯金の管理、各種支払手続き、不動産の管

理・処分、遺産相続、行政上の手続き、福祉サービスの契約、医療・福祉施設への入退所手続き、住居の賃貸借契約、本人が結ぶ契約への同意、不要な契約の取消など

×できないこと

保証人や身元引受人、医療手術の同意、買い物や介護(サービスを契約することは可)、葬儀(火葬は条件を満たせば可)など

お気軽にご相談ください

成年後見制度などに関する支援は、多摩市社会福祉協議会権利擁護センターで行っています。

●相談事業

成年後見制度や福祉サービスに関する相談の他、専門家による福祉法律相談を行っています。

●成年後見制度利用支援事業

弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家と連携し、制度利用についての相談・申し立て手続きのアドバイス・後見人候補者の紹介などを行います。

●後見人等支援事業

後見活動などの相談や各種書類作成の助言を行います。また、後見人同士の交流会など、後

見人が孤立せず活動するための支援を行います。

●普及・啓発

説明会・講演会などを開催しています。出張説明も無料で行います。

●福祉サービス利用支援事業(あんしんサポート・たま)

認知症や障がいなどで、成年後見制度を利用するほどではないけれど不安がある方を対象に、福祉サービス利用支援や金銭管理のサポート、大切な書類などの預かりをするサービスです。相談は無料、契約後のサービスは原則有料です。



(1003129)二幸産業・NSP健幸福祉プラザ7階多摩市社会福祉協議会権利擁護センター(373)5677・FAX(373)5612